

PrimeDrive

オンラインストレージサービス

利用規約

ソフトバンク株式会社

## 第1条（利用規約の適用）

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する **PrimeDrive** オンラインストレージサービス（以下「本サービス」といいます。）は、この利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づいて提供され、本規約は本サービスをご利用になるすべての方に適用されます。

## 第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用されます。

（1）「オンラインストレージサービス」とは、当社又は当社の委託先が、当該サービスに関連するハードウェア及びソフトウェアを利用して管理運営するデータセンタにインターネット又は当社の閉域ネットワークサービスを通じてデータをストレージするサービスをいいます。

（2）「データセンタ」とは、当社が本サービスを提供するにあたり、当社又は当社の委託先が設置、運営する電気通信機器設備をいいます。

（3）「リアルタイム・ウィルススキャン機能」とは、コンピュータウィルスに感染していないかどうかを、ユーザが送信したデータをストレージする前にスキャンし、ウィルスが検知された場合には、当該検知情報をユーザに対してはエラーメッセージにて、コーポレート管理者及びサブ管理者に対しては電子メールにて通知する機能をいいます。

（4）「PDF 変換機能」とは、オンラインストレージサービスへアップロードされたファイルを PDF 変換の上ダウンロードできる機能をいいます。

（5）「販売代理店」とは、本サービスの紹介、利用契約締結の仲介等を行う当社が指定する事業者をいいます。

（6）「契約者」とは、利用契約又は本サービスの販売契約を当社と締結した法人又は団体をいいます。

（7）「利用契約」とは、本規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。

（8）「コーポレート管理者」とは、契約者が指定した当社との連絡窓口を担当する者をいいます。コーポレート管理者は、契約者から利用契約に関する契約者の権限につき委任を受けた者とみなされ、申込み、登録内容の変更、ユーザ ID 管理、その他当社と契約者との間の連絡・通知等は当該コーポレート管理者を通じて行われます。

（9）「サブ管理者」とは、契約行為を除く登録内容の変更、ユーザ ID 管理、その他当社と契約者との間の連絡を行う者をいいます。

（10）「ユーザ」とは、契約者と雇用その他の契約関係にある個人で、当該契約者が締結した利用契約に基づき本サービスを利用する者をいいます。

（11）「ユーザ ID」とは、パスワードと組み合わせるユーザを識別するために用いられるコーポレート管理者又はサブ管理者が発行する符号であって、本サービスのアクセス・利用に必要なものをいいます。

（12）「パスワード」とは、ユーザ ID と組み合わせるユーザを識別するために用いられるコーポレート管理者、サブ管理者又はユーザ自身が発行する符号をいいます。

（13）「ユーザアカウント」とは、ユーザ ID 及びそのユーザ ID に係るパスワードの一組をいいます。

（14）「メインサイト」とは、平常時に本サービスを提供するデータセンタをいいます。

（15）「ディザスタ・リカバリサイト(以下 DR サイト)」とは、メインサイトが正常に本サービスを提供している状態では、メインサイトのデータをバックアップし、メインサイトが本サービスを提供できなくなった状態では、バックアップデータを利用してメインサイトに代わって本サービスを提供するデータセンタをいいます。

（16）「ディザスタ・リカバリ」とは、本サービスの提供をメインサイトから DR サイトに切り替える事をいいます。

(17)「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正も含む。）の規定に基づき課税される消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。その後の改正も含む。）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。

(18)「サービス利用料金」とは、本サービスの対価として契約者により支払われる料金をいいます。

(19)「料金等」とは、サービス利用料金その他の金銭債務及びこれらに係る消費税等相当額をいいます。

(20)「本申込書」とは、当社所定の PrimeDrive オンラインストレージサービス申込書をいいます。

(21)「申込者」とは、第 3 条に基づく利用申込みを行った者をいいます。

(22)「当社 Web サイト」とは、当社のホームページをいいます。

(23)「利用開始日」とは、利用契約に基づき、当社より契約者に対して本サービスの提供が開始された日をいいます。

(24)「追加変更日」とは、第 4 条に基づきなされた追加申込みの内容に従い、ストレージ容量の追加がなされる日をいいます。

(25)「削除変更日」とは、第 5 条に基づきなされた削除申込みの内容に従い、ストレージ容量の削除がなされる日をいいます。

(26)「解約日」とは、第 27 条に基づきなされた解約申込みに基づき、利用契約が解約される日をいいます。

(27)「AD 連携/LDAPS 認証機能」とは、契約者が所有する Active Directory サーバに対して LDAPS(Lightweight Directory Access Protocol over SSL)を使用してユーザを認証する本サービスの一機能をいい、その詳細は当社が別途定めるものとします。

(28)「SAML 認証」とは、契約者が所有する SAML2.0 に対応した認証システムに対して SAML(Security Assertion Markup Language)を使用してユーザを認証する本サービスの一機能をいい、その詳細は当社が別途定めるものとします。

(29)「Microsoft Office Online 連携機能」とは、契約者が Microsoft Corporation（以下「マイクロソフト社」といいます。）が提供する Microsoft Office Online を利用して、オンラインストレージサービスで保存されている文書ファイルをマイクロソフト社のサーバにおいて閲覧または編集し、編集後のファイルをオンラインストレージサービスで保存する機能をいいます。

### 第 3 条（利用契約の成立等）

1. 本サービスの利用申込みは、次のいずれかの方法によりなされるものとします。

(1) 希望ストレージ容量、希望利用開始日その他必要事項を記載の上、本申込書を当社へ直接又は販売代理店を通じて提出する方法

(2) 当社 Web サイト上のオンライン見積・申込フォームに、希望ストレージ容量、希望利用開始日その他必要事項を入力の上、送信用ボタンを押下することにより、当該入力情報を当社へ電気通信を利用して送信する方法

(3) その他当社が別途定める方法

2. 前項に基づく利用申込みがなされた場合、申込者は、本規約に同意したものとみなします。

3. 第 1 項に基づく利用申込みがなされた場合において、当社が当該利用申込みを承諾することを決定したときには、当社は、利用申込み時に申込者が当社に届け出たメールアドレスに宛てて本サービス開始の通知を行います。なお、当該通知を、当社が送信した時点をもって利用契約が成立するものとします。

4. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、第 1 項に基づく利用申込みを承諾しないことがあります。

(1) 当社の業務上又は技術上著しい支障がある場合

- (2) 申込者が本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 本申込書又はオンライン見積・申込フォームに虚偽の事実が記載・入力されている場合又は不備があった場合
- (4) その他利用申込みの承諾を不相当と当社が判断した場合

#### 第4条 (ストレージ容量の追加方法)

1. 利用契約成立後、契約者がストレージ容量の追加を希望する場合には、契約者は希望追加変更日の5営業日前までに、次のいずれかの方法により、追加申込みを行うものとします。

(1) 本申込書に、追加後のストレージ総容量、希望追加変更日その他必要事項を記載の上、当社へ直接又は販売代理店を通じて提出する方法

(2) 当社 Web サイト上の、オンライン見積・申込フォームに、追加後のストレージ総容量、希望追加変更日その他必要事項を記載の上、送信用ボタンを押下することにより、当該入力情報を当社へ電気通信を利用して送信する方法

(3) その他当社が別途定める方法

2. 前項に基づく追加申込みが行われた場合において、当社が、契約者の希望追加変更日の前日までに、当該追加申込みを拒否する旨の通知を当該契約者に対して行わないときには、契約者の当該追加申込みは承諾されたものとします。なお、当社は自らの裁量で当該追加申込みを拒否することができるものとします。

3. 契約者は、追加変更日と同じ月に削除変更日が属することとなるような第5条に基づく削除申込み及び追加変更日と同じ月に解約日が属することとなるような第27条に基づく解約申込みをすることはできません。

#### 第5条 (ストレージ容量の削除方法)

利用契約成立後、契約者がストレージ容量の削除を希望する場合には、契約者は希望削除変更日の5営業日前までに、本申込書に、削除後のストレージ総容量その他必要事項を記載の上、当社へ直接又は販売代理店を通じて提出することとします。この場合において、本申込書になんらの不備がない場合には、当該希望削除変更日より、削除後のストレージ容量にて、本サービスが提供されます。コーポレート管理者は、当該希望削除変更日の前日までに、変更後の契約容量未満となるよう、実使用容量及びユーザ割り当て容量の変更作業を行うものとします。なお、当該変更作業が完了していないことにより当社の容量削除作業が中断または遅滞する場合があります。その場合でも容量削除後の月額サービス利用料金は、当社の容量削除作業の完了日の翌月から適用されます。

#### 第6条 (閉域ネットワークオプション)

1. 当社は、申込者又は契約者が希望する場合には、閉域ネットワークオプション (別に定める当社の閉域ネットワークサービスを通じて本サービスを利用可能とするオプションサービスをいいます。) を提供します。

2. 当社は、前項に規定する閉域ネットワークオプションの提供を受ける契約者 (利用する閉域ネットワークが SmartVPN 又は IP-VPN) に限り、500MB (メガバイト) のストレージ容量を無償で提供します。

#### 第7条 (ディザスタ・リカバリの提供)

1. DR サイトへのアクセスは、専用の DR サイト URL より提供します。メインサイトが正常に本サービスを提供している場合は、DR サイトにアクセスできません。

2. ディザスタ・リカバリは当社にて合理的に必要と判断した場合に実施します。

3. ディザスタ・リカバリ提供の通知は、第34条に基づき行います。

4. DR サイトからのサービスは、DR サイトへの切り替え完了後に利用可能となります。

5. DR サイト切り替えの直前にメインサイトで更新されたユーザ情報、ファイル、フォルダ等は DR サイトに反映されない場合があります。
6. DR サイトからメインサイトへの切り替え時には当社から通知を行います。
7. 閉域ネットワークオプションをご利用の場合、閉域ネットワークからの DR サイトのご利用はできません。(インターネットからのご利用となります)
8. PKI クライアント認証オプションをご利用の場合、DR サイトでは、PKI クライアント証明書が無効であるかどうかのチェックを行いません。
9. DR サイトでは、災害等の状況により、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 20 条、第 25 条、第 27 条、第 34 条を実施できない場合があります。

#### 第 8 条 (AD 連携/LDAPS 認証機能、SAML 認証機能)

1. 契約者が、AD 連携/LDAPS 認証機能あるいは SAML 認証機能の利用を希望する場合には、別途、第 3 条第 1 項第(1)号または第(3)号に定める方法による申込みが必要となります。
2. 契約者は、AD 連携/LDAPS 認証機能あるいは SAML 認証機能の利用を希望する場合には、前項に定める申込前に、当社による契約者の利用環境の確認 (ヒアリング等) を受け入れるものとします。契約者は、かかる利用環境の確認結果により、AD 連携/LDAPS 認証機能あるいは SAML 認証機能をご利用いただけない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 契約者は、AD 連携/LDAPS 認証機能あるいは SAML 認証機能を利用する場合には、その利用期間中、当社が前項に基づき確認した利用環境を維持するものとし、また、当社が別途定める利用条件を遵守するものとします。
4. 契約者が前項の利用環境の変更を行う場合は、当社に対して事前に連絡を行い、影響範囲についての確認を行うものとします。

#### 第 8 条の 2 (Microsoft Office Online 連携機能)

1. 契約者は、Microsoft Office Online 連携機能においてマイクロソフト社が提供する Microsoft Office Online の利用にあたっては、マイクロソフト社の Microsoft Office Online にかかる利用規約およびプライバシー・ポリシーによるものとします。
2. 契約者は、Microsoft Office Online 連携機能を利用して文書ファイルを開覧または編集する場合には、そのファイルがマイクロソフト社のサーバに一時的に複製されることについて同意するものとします。

#### 第 9 条 (販売代理店による業務遂行)

1. 利用契約が販売代理店の仲介により成立した場合には、第 4 条の追加申込み、第 5 条の削除申込み若しくは第 27 条の解約申込みの受付手続、第 20 条の料金等の請求手続、第 25 条のカスタマーサポートサービス、第 26 条に基づく契約者からの通知の受領又は利用契約期間中の当社からの通知の全部若しくは一部を当該販売代理店が当社に代わって行うことがあります。
2. 販売代理店により前項の業務が行われている場合において、当社が、当該販売代理店の当該業務遂行の継続を困難であると判断したときには、契約者へ通知の上、当該業務の全部又は一部を、当社又は当社が指定する別の販売代理店によって実施することとし、契約者はこれに同意するものとします。

#### 第 10 条 (本サービス最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、利用開始日から、利用開始日が属する月の翌月末日までとし、その期間中は利用契約を解約することはできません。また、契約者は、第 4 条に基づく追加申込み又は第 5 条に基づく削除申込みを行った場合には、それぞれ、当該追加申込みに係る追加変更日又は当該削除申込みに係る削除変更日が属する月の翌月末日までは、利用契約を解約することはできません。

ん。

#### 第11条（契約主体）

1. 利用契約は、当社又は販売代理店とユーザとの間に直接の契約関係を発生させるものではなく、当社又は販売代理店は個々のユーザに対していかなる責任をも負わないものとします。契約者は、本規約においてユーザの義務及び責任として記載されている条項をユーザに対して遵守させ、かつ、ユーザの行為を管理・指導しなければならないものとします。
2. ユーザによる本サービスの利用は契約者による本サービスの利用とみなされ、契約者はユーザの行為に関して、一切の責任を当社に対して負うものとします。

#### 第12条（本サービスの利用方法）

本サービスの具体的な利用方法については、当社が別途契約者に提供するオンラインヘルプに記載されます。

#### 第13条（ユーザIDの割当て）

1. コーポレート管理者又はサブ管理者は、本サービスを利用するユーザに対して、本サービスにアクセスする際に必要となるユーザIDを設定し、割り当てるものとします。一つのユーザIDは1人のユーザのみに割り当てられるものであり、複数人のユーザに対する割当てを行ってはならないものとします。
2. コーポレート管理者又はサブ管理者は、各ユーザIDの初期パスワードを設定の上、各ユーザにユーザIDを割り当てるものとします。ユーザID及びその初期パスワードの割当てを受けたユーザは、当該初期パスワードを変更し、新たなパスワードを設定することとします。

#### 第14条（情報の管理）

ユーザは、本サービスを使用して送受信する情報については自己の責任と費用にてデータセンタの事故や設備故障等による消失を防止するために必要な措置をとるものとします。また、契約者及びユーザは、やむを得ない事由によりデータセンタが故障した場合、自己の情報が消失することがあることをあらかじめ承諾します。

#### 第15条（利用責任）

1. ユーザは、利用セッション毎の最後に必ず自己のユーザアカウントから終了又はログオフするものとします。自己のユーザアカウントが不正に使用された場合若しくはその他セキュリティ上の問題点を発見した場合又はそれらが疑われる場合には、直ちに当社が指定するサポート窓口はその旨を通知するものとします。
2. リアルタイム・ウィルススキャン機能により当社からウィルスが検知された旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けたユーザは、自己の責任と費用にて、当該ウィルスの駆除や、感染ファイルの削除等の必要な措置をとるものとします。

#### 第16条（サービスに関連する許諾ソフトウェア）

1. 契約者及びユーザは、別途当社が明示的に指定したアプリケーションソフトウェア（以下「許諾ソフトウェア」といいます。）を、ダウンロードの上、使用することができるものとします。ただし、当社は、各許諾ソフトウェアについての継続使用を保証するものではなく、当社の判断で、許諾ソフトウェアであったものを、許諾ソフトウェアの対象外とすることがあります。
2. 前項に基づき許諾ソフトウェアをダウンロードしようとする場合においては、以下の事項を遵守しなければならないものとします。
  - (1) ユーザは、ダウンロードした許諾ソフトウェアを本サービスの利用の目的にのみ使用し、そ

の他の目的には一切使用しないものとします。

(2) ユーザは、自己が使用するパーソナルコンピュータに許諾ソフトウェアをインストールすることはできますが、いかなる方法によっても許諾ソフトウェアにつき、第三者に対して譲渡、貸借、担保権の設定をするなど一切の処分をしてはならないものとします。

(3) ユーザは、自らのユーザ ID 及びパスワードの利用が停止された場合には、直ちに、自己が管理するすべての許諾ソフトウェア（そのコピーを含みます。）を消去し、その使用を終了しなければなりません。

(4) ユーザは、許諾ソフトウェアを利用して提出又は保管された資料が、第三者の著作権、特許権、営業秘密、商標その他の財産権を侵害するものではないことを保証します。

#### 第17条（所有権）

1. ユーザがデータセンタに送信した、又は自己のユーザアカウントに保存したデータ、情報、資料（以下「本データ」といいます。）の所有権は契約者とユーザの関係に応じ、契約者又はユーザに帰属するものとします。

2. 本規約に明示的に規定されているものを除き、本サービスの提供によって、契約者及びユーザに対し、本サービス又は本サービスに含まれるいかなるコンテンツ（以下「本コンテンツ」といいます。なお、本コンテンツには、テキスト、画像、その他のマルチメディア・データが含まれますが、これらに限られません。）に係る権利、資格又は権益が付与されることはありません。契約者及びユーザは、当社又は本コンテンツのライセンサーが本サービス又は本コンテンツに関する著作権その他すべての知的財産権を含む権利、資格又は権益を保有することに同意するものとします。

#### 第18条（制限事項）

1. ユーザは、契約者との契約によって定められている自己の業務を履行する目的でのみ、本サービスによりユーザに提供されている本コンテンツの保存、操作、管理、分析、再フォーマット、印刷又は表示を行うことができるものとします。

2. 書面による当社の事前の許可を得ない本サービスの再販は禁止されています。また、ユーザは当社と別途合意をした場合を除き、いかなる形式においても、本コンテンツの複製、ライセンス付与、販売、譲渡、転送、提供、配布、発行、割当てなどを第三者に対して行うことはできません。

3. ユーザは、本サービスに使用されている許諾ソフトウェアを逆アSEMBル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングしてはならず、その他かかる許諾ソフトウェアのソースコード、構造、アイデアを解明するような行為を行ってはならないものとします。また、ユーザは、かかる許諾ソフトウェアを変更・改造する行為、許諾ソフトウェアに組み込まれているセキュリティデバイス又はセキュリティコードを破壊するような行為など、当社による本サービスの提供又はその他の当社の事業を妨害する行為を行ってはならず、また第三者がかかる行為を行うことを助長する行為を行ってはならないものとします。

4. ユーザは、法令若しくは公序良俗に反するデータの送受信、第三者の名誉やプライバシーその他の権利を侵害すること又は第三者に経済的・精神的損害を与えることを目的とするようなデータの送受信を行わないものとします。また、猥褻・猥雑な情報又は倫理的に問題のある情報などを本サービスを通して掲載、開示又は第三者に提供しないものとします。

5. 契約者の地位は、属人的に与えられるものであり、当社の許可なく、第三者に譲渡すること、担保に供することその他一切の処分をすることはできません。

#### 第19条（料金等体系）

本サービスに係る料金等体系は、本申込書に定めるとおりとします。

#### 第20条（料金等の支払い）

1. 当社又は販売代理店は各月の料金等を、第21条に基づき計算し、翌月中旬ころに当該料金等に係る請求書を契約者に対して発行します。
2. 契約者は前項に基づく請求書を受領したときは、当該受領月の末日までに当該請求書に係る料金等を当社又は販売代理店が別途定める方法に従い支払うものとします。

#### 第21条（利用料金の計算方法）

1. サービス利用料金は暦月単位とし、毎月1日から当月末日までの1ヶ月分を月額料金として算定します。
2. 利用開始月の本サービス利用については課金の対象外とし、翌月1日より月額サービス利用料金の課金が始まります。
3. 追加変更日の属する月については、従前のストレージ容量に係る月額サービス利用料金が課金され、その翌月1日より、追加変更後のストレージ容量に係る月額サービス利用料金の課金が始まります。
4. 削除変更日が属する月については、削除変更前のサービス容量に係る月額サービス利用料金が課金され、その翌月1日より、削除変更後のストレージ容量に係る課金が始まります。
5. 解約日が属する月については、解約前のサービス容量に係る月額サービス利用料金が課金されます。

#### 第22条（契約者の名称の使用）

当社又は販売代理店は潜在顧客の誘引、会社紹介等本サービスの拡販又はレファレンスを目的として、紙媒体・電子媒体を問わず、契約者が本サービスを利用していることを、当該契約者の名称を使用の上、言及することができるものとします。ただし、具体的な使用及び言及については、当該契約者の承諾を得た上で行うことができるものとします。

#### 第23条（クッキー）

当社は、永続クッキー（Web ブラウザによってユーザが本サービスに接続したことがあるかどうかを確認することができるものをいいます。）を使用して、本サービスで使用されたユーザ ID の保存や検索をやすくすることができるものとします。また、当社は、特定のセッションの間セッションクッキーを発行することができるものとします。

#### 第24条（ユーザアカウント情報及びデータ）

当社は、契約者又はユーザから事前の承諾を得た上、本サービスの提供に関する技術上の問題に対処する目的で、ユーザアカウント及びそこに保存されているデータにアクセスすることができるものとします。ただし、当社が本サービスの提供にあたり緊急を要すると判断した場合には、契約者又はユーザからの事前の承諾を得ることなく、ユーザアカウント及びそこに保存されているデータにアクセスできるものとします。この場合、当社は、ユーザアカウント及びそこに保存されているデータにアクセスした事実を速やかに契約者又はコーポレート管理者に報告するものとします。

#### 第25条（カスタマーサポートサービス）

1. 利用契約の有効期間中、当社は、契約者に対して、次項から第4項に定める内容のカスタマーサポートサービスを提供します。なお、当該カスタマーサポートサービスはコーポレート管理者又はサブ管理者に対して提供されるものとします。
2. カスタマーサポートサービスの内容は、本サービスの使用方法に関する質問回答及び障害報告の受付のみとします。
3. 本サービスの使用方法や障害の対処方法について記載したオンラインヘルプ及び FAQ リストをご確認いただいても、解決しない問題又はオンラインヘルプ及び FAQ リストに記載のない内



容の問題については、コーポレート管理者又はサブ管理者より、当社が指定するサポート窓口にお問い合わせいただくものとします。

なお、当該お問い合わせに対する対応時間は次のとおりとします。

- お問い合わせ対応時間

[月曜日～金曜日] 9:00～18:00

\*祝祭日、年末年始及び当社指定の休日を除きます。

4. 契約者又はユーザに問題が生じた場合には、まず当該契約者又はユーザに、契約者のホスト環境と当社の本サービスのどちらに関連して当該問題が生じているかを判断していただいたうえで、当該問題の切り分けを行っていただきます。当該問題の切り分けの結果、当社の本サービスに関連して当該問題が生じていることが判明した場合には、当該問題はカスタマーサポートサービスの対象となります。ただし、カスタマーサポートサービスの提供によって、契約者又はユーザに生じた問題が確実に解決されることを保証するものではありません。

#### 5. 制限事項

当社又は販売代理店は、以下のいずれかに該当する場合には、契約者に対し、カスタマーサポートサービスを提供しないものとします。

- (1) 契約者が、本規約に従って本サービスを使用していない場合
- (2) 契約者が、第20条第2項に基づき請求された料金等を支払っていない場合
- (3) その他本規約に規定がある場合

#### 第26条（契約者からの通知）

1. 契約者は、以下の場合には、遅滞なく当社又は販売代理店にその旨を通知するものとします。

- (1) 当社又は販売代理店に届け出た契約者の登録事項に変更があったとき
- (2) 契約者が、合併の決議をしたとき
- (3) 契約者が、利用契約を他の法人に譲渡する旨の事業譲渡を決議したとき
- (4) 契約者が、利用契約が他の法人に承継される旨の会社分割を決議したとき
- (5) 契約者の代表者が変更されたとき（この場合には、当該変更を証する書類とともに当社に通知するものとします。）

2. 前項（2）から（4）に定める合併、事業譲渡又は会社分割の効力が発生した場合には、遅滞なく、合併後の法人、事業譲渡により利用契約の譲渡を受けた法人又は会社分割により利用契約を承継した法人は、従前の契約者の地位を有効に承継したことを証する書類を当社又は販売代理店に対して提出しなければならないものとします。

#### 第27条（利用契約の解約）

1. 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、希望解約日の5営業日前までに、当社所定の本サービス解約申込書を当社へ直接又は販売代理店を通じて当社に提出するものとします。

2. 前項に基づき契約者から本サービス解約申込書が当社に提出された場合には、当該希望解約日に利用契約は解約され、本サービスの提供は終了します。この場合、第21条第5項に定めるとおり、当該解約日が属する月の月額サービス利用料金についてはお支払いいただきます。

3. 契約者は、解約希望日までに以下の作業を行うものとします。

- (1) 登録したユーザアカウントの削除
- (2) 登録した全てのファイル、フォルダの削除
- (3) お知らせ登録やアドレス帳等に登録した内容の削除

#### 第28条（利用契約の解除）

1. 以下の事由が発生した場合、当社は契約者に電子メールその他当社が定める方法で通知することによって直ちに利用契約を解除の上、契約者に対する本サービスの提供を停止し、ユーザのユーザアカウント及び本サービス内のすべてのデータを削除できるものとします。

(1) 契約者又はユーザが利用契約に違反した場合

(2) 契約者に関して、破産、民事再生、会社更生その他の倒産手続の申立てがなされた場合

(3) 契約者が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(4) 契約者が租税公課の滞納処分を受けた場合

(5) 契約者の財産について差押、強制執行又は競売の申立てがある等、その信用状態が明らかに悪化した場合

(6) 契約者が支払いを停止した場合又は小切手若しくは手形の不渡りを発生させた場合

(7) 契約者が、営業の廃止若しくは解散の決議をし、又は官公庁から業務停止の処分を受けた場合

(8) 第26条の場合における、合併後の法人、事業譲渡により利用契約の譲渡を受けた法人又は会社分割により利用契約を承継した法人が、反社会的勢力に関連する法人であると当社が判断した場合

2. 前項に基づき利用契約が解除された場合であっても、当該解除日が属する月に係る月額サービス利用料金をお支払いいただきます。

#### 第29条（本サービスの一時停止、変更又は廃止）

1. 当社は、本サービスの提供に必要なメンテナンスを行うため、事前に当社 Web サイト上に掲示又はコーポレート管理者若しくはサブ管理者に電子メールにて通知することによって、契約者による本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、緊急の場合は事前の通知をすることなく一時停止することができます。

2. 当社は、当社の都合により本サービスの種類及び内容の全部又は一部を一時的又は永続的に、変更することがあります。

3. 当社は、契約者に対し廃止する日の1ヶ月前までに電子メールその他当社が定める方法による通知を行うことによって、本サービスの全部を廃止することができるものとします。この場合には、当該廃止日に利用契約は解約され、当該廃止日以降、当社は、契約者又はユーザのユーザアカウント及び本サービス内のすべての本データを削除できるものとします。

#### 第30条（免責事項等）

1. 本サービスは、ユーザのインターネットの利用環境によっては利用できないことがあります。申込みの際は当社 Web サイト上に掲示する本サービスの利用システム条件など基本的な技術事項を満たす必要があります。ただし、本項に規定する基本的技術事項は本サービス利用の最低限の条件にすぎず、本サービスの動作環境を保証するものではありません。

2. リアルタイム・ウィルススキャン機能による検知可能なウィルスは、ウィルスの検知の実施時における、当社が知得したウィルスパターンファイルにより対応可能なウィルスのみとします。

3. PDF 変換機能は、文字、記号、図形等を正確に変換できることを保証するものではありません。

4. 契約者又はユーザが送受信したデータ、資料、情報等（本データを含みます。）に対する不正アクセスや改ざんにより生じた損害及び本サービスを通じて行った契約者の取引に関して生じた損害について賠償する義務を、当社は一切負わないものとします。

5. 当社は、本サービスからリンクされている、インターネット上のいかなるサイトについても何らの保証を行わないものとします。これらのリンクは契約者又はユーザの便宜を図る目的からのみ提供されているのであり、どのような状況においても、これらのリンク先サイト上にある、又はそこから利用できるコンテンツ、製品、その他の資料に対する責任を当社は一切負わないものと

ます。

6. 契約者又はユーザが、本サービスを通じて行う、商品やサービスを提供している広告主又はスポンサー（以下「広告主等」といいます。）との交渉、広告主等からの商品又はサービスの購入及び広告主等のプロモーション活動への参加に関連する契約締結、保証、代理行為その他一切の行為は、契約者又はユーザと当該広告主等との間でのみ行われるものであり、当社は、契約者又はユーザと当該広告主等との間で行なわれた交渉、購入、プロモーション活動などに関して、いかなる責任をも負わないものとします。

7. 本サービスは「現状の状態」で提供され、本サービスの品質及びパフォーマンスに起因する一切のリスクは契約者及びユーザに存するものとします。また当社は、本規約において明示的に表明又は保証している事項を除き、次の事項を含むいかなる事項についても表明又は保証を行うものではありません。

- (1) 本サービスがタイムリーに途切れなく利用でき、エラーが発生することなく、いかなるハードウェア、ソフトウェア、システム、データと組み合わせたときであっても作動すること
- (2) 本サービスが契約者の要求、期待又は特定目的に沿うものであること
- (3) 本サービスを通じて購入又は取得した製品、サービス、情報、その他の資料の品質が、契約者の要求、期待又は特定目的に沿うものであること
- (4) エラーや不具合が将来修正されること
- (5) データセンタ又は本サービスを利用するためのサーバが、ウィルスやその他の有害なコンピュータウイルスに感染していないこと
- (6) リアルタイム・ウィルススキャン機能が、契約者及びユーザの目的に適合すること、期待どおりの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、データ及びストレージに悪影響を及ぼさないこと並びにその他完全な機能を果たすこと

### 第31条（損害賠償）

1. 契約期間中、ユーザによるデータセンタへのアクセスに不具合が生じたこと、データセンタにストレージしていた電子データ若しくはその情報が毀損、滅失、破壊、紛失その他使用不可能な状態になったこと又は外部に漏洩したこと、その他当社による本サービスの提供に関して契約者又はユーザに損害が発生した場合において、かかる損害の発生が当社の故意又は重過失による行為に起因する場合に限り、当社は契約者に対して損害賠償責任を負うものとします。

2. 前項に基づき当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任は一切負わないものとします。また、当社が契約者に対して負うべき損害賠償額の総額は、かかる損害が発生した時点から直前12ヶ月の間に契約者によって実際に当社に対して支払われた料金等を上限とします。

3. 第1項に該当する場合であっても、当該損害が以下の原因に起因する場合や本契約終了後に判明した場合には当社は損害賠償責任を一切負わないものとします。

- (1) ユーザの作為又は不作為による行為
- (2) データセンタとユーザとの間のネットワーク上の不具合その他の問題

4. 本条第1項の規定は、本契約が終了した場合には、その終了事由の如何にかかわらず、直ちに失効するものとします。

### 第32条（遅延利息）

契約者は料金等（遅延利息は除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払完了日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

### 第33条（機密保持）

1. 契約者は利用契約期間中であるか、利用契約終了後であるかを問わず、本サービスの利用を通じて知った当社の業務上の機密情報については、これを厳重に管理し、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。
2. 当社は、第24条の業務目的以外にユーザアカウント及びそこに保存されているデータにアクセスする事はありません。当社は第24条の業務履行に際し知り得たお客様の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を第三者に開示・漏洩しないものとします。
3. 当社が本サービスの提供を第三者に委託した場合、当社は、前項により負う義務と同等の義務を当該第三者にも負わせるものとし、当該第三者の当該義務違反による責任を負担するものとします。

### 第34条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当社 Web サイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。契約者が当社からの通知情報を確認しなかったことにより不利益を被った場合又は当社の責に帰すべからざる事由により当社からの通知情報が不達となったことにより不利益を被った場合でも、当社は契約者に対して一切責任を負わないものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社 Web サイトへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送信日又は通知内容が当社サーバに入力された日に行われたものとします。

### 第35条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更することがあります。本規約が変更された場合には、利用契約の条件・内容について、改定後の本規約が適用されるものとします。
2. 変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社 Web サイトに掲載した時点より、効力を生じるものとします。

### 第36条（管轄裁判所）

本サービス又は本規約（利用契約を含むものとします。）に関連して、契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第37条（準拠法）

本規約（利用契約を含むものとします。）に関する準拠法は、日本法とします。

### 第38条（協議）

本規約に記載のない事項及び本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議し円満に解決するものとします。

## データ処理に関する別紙

本データ処理に関する別紙（以下「本別紙」という。）は、管理者（第1条で定義される。）であるお客様の指示に基づいて、処理者（第1条で定義される。）であるソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）が行う、GDPR（第1条で定義される。）が適用される個人データの処理に適用される。本別紙は、お客様が申し込む以下のサービス（以下「本サービス」という。）の利用規約（以下「利用規約」という。）の一部をなすものとし、本別紙に定める事項については、GDPRの適用範囲に関し、本別紙が利用規約に優先して適用される。ソフトバンクが、お客様に対し、GDPR（第1条で定義される。）の遵守に関して負う義務及び責任は、本別紙に定めるものに限られるものとする。

対象サービス名
PrimeDrive

### 第1条 定義

本別紙において下記用語は、下記に定める意味を有するものとする。ただし、本別紙において定義されていないものについては、GDPR（第1条で定義される。）第4条における定義が適用される。

- (1) 「GDPR」とは、EU一般データ保護規則2016/679（以下「GDPR」という。）をいう。GDPRならびに自然人に関するプライバシー又はデータの使用若しくは処理に関するEU法および欧州連合加盟国の国内法を「GDPR等」と総称する。
- (2) 「欧州監督当局」とは、GDPR第51条に基づいて欧州連合加盟国により設立された独立した監督当局をいう。
- (3) 「個人データ」とは、識別された又は識別されうる自然人（以下「データ主体」という。）に関するあらゆる情報をいう。
- (4) 「処理」とは、自動的な手段であるか否かに関わらず、個人データまたは個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいう。
- (5) 「管理者」とは、単独で又は他と共同して、個人データの処理の目的及び手段を決定する自然人、法人、公的機関、行政機関又はその他の団体をいう。
- (6) 「処理者」とは、管理者のために個人データの処理を行う自然人、法人、公的機関、行政機関又はその他の団体をいう。

## 第2条 当事者の義務

1. ソフトバンクは、本別紙に関連して個人データを処理する際は、GDPR等に定められる規定及び義務を遵守するものとし、かかる規定及び義務は、[別添1]記載の個人データの種類、データ主体のカテゴリ、処理の性質及び目的に及ぶものとする。ソフトバンクは、[別添1]記載の処理の目的のためにのみ処理を実施するものとする。
2. ソフトバンクが個人データを処理する場合、ソフトバンクは、GDPR第28条3項に従い、以下の各号に定める義務を遵守するものとする。
  - (a) ソフトバンクは、EU法または欧州連合加盟国の国内法により処理が義務付けられている場合を除き、お客様の書面による指示（本別紙又は利用規約に定められるものを含む。）にのみ従い、個人データの処理を行うものとする。ソフトバンクは、当該指示がGDPR等に違反するものとする場合には、直ちにお客様に通知するものとする。また、ソフトバンクがEU法または欧州連合加盟国の国内法により処理が義務付けられている場合には、重要な公共の利益に基づいて当該EU法または欧州連合加盟国の国内法により通知が禁止される場合（例：捜査遂行上、EU法または欧州連合加盟国の国内法により通知が禁止されている場合）でない限り、ソフトバンクは、処理を行う前に、当該法律要件についてお客様に通知するものとする。
  - (b) ソフトバンクは、個人データの処理権限が与えられたすべての役員又は従業員に対し、秘密保持義務を負わせるものとする。ただし、これらの者が、欧州連合加盟国の国内法上の秘密保持義務を負っている場合はこの限りではないものとする。
  - (c) ソフトバンクは、GDPR第32条に規定される個人データの保護のための適切な技術的及び組織的対策を講じなければならない。当該対策の具体的内容は、最新版の情報セキュリティポリシー (<https://www.softbank.jp/corp/group/sbm/security/>) において定めるものとする。ただし、これらの対策について、各サービス仕様書に追加記載がある場合には、当該追加記載が適用されるものとする。
  - (d) ソフトバンクが他の処理者（以下「復処理者」という。）に個人データの処理を委託する場合には、本条第6項の定めに従うものとする。
  - (e) ソフトバンクは、処理の性質を考慮したうえ、お客様が、GDPR第3章に規定されるデータ主体の権利行使に応じる義務を履行するために合理的に要求される適切な技術的及び組織的対策を講じることによって、お客様を支援するものとする。ソフトバンクが、データ主体の権利行使に関する要求を受領した場合、お客様に直ちに通知するものとする。
  - (f) ソフトバンクは、処理の性質及びソフトバンクが取得可能な情報を考慮したうえ、お客様が、GDPR第32条（個人データ処理における保護）、第33条（個人データ侵害の欧州監督当局への通知）、第34条（データ主体への個人データ侵害の通知）、第35条（データ保護影響評価の実施）、及び第36条（データ保護影響評価の結果、高リスクであると判断される場合の欧州監督

当局との事前協議)の各条文に規定される義務を履行するため、お客様を支援するものとする。

- (g) ソフトバンクは、本サービス提供の終了後、すべての個人データを、お客様の選択に応じて削除又は返却し、法令が個人データの保存を義務付けている場合(例:税法上、一定期間の保存が義務づけられている場合)を除き、既存のコピーを削除しなければならない。お客様が、本サービス提供の終了後30日以内に削除又は返却の選択をソフトバンクに書面で通知しない場合には、ソフトバンクは、すべての個人データを削除するものとする。お客様は、本サービス提供の終了までの間に、お客様自身の責任で、データのバックアップ及び移管を行うものとする。ただし、本サービス提供の終了により自動削除される仕様のサービスについては、本別紙において、お客様は削除を選択したものとする。この場合において、お客様は、必要に応じて、本サービス提供の終了前にダウンロードによるデータ返却を各自行うものとする。
  - (h) ソフトバンクは、**GDPR第28条**の義務の遵守を証明するために合理的に必要とされるすべての情報(ソフトバンクにおいて、セキュリティ上の観点その他の理由により機密として保持する必要がある情報を除く)を、お客様から書面により、別途指定する時期までに依頼があった場合には、お客様が入手可能な状態におくものとする。なお、お客様又は監査人による監査は、お客様から書面により、別途指定する時期までに依頼があった場合かつ、ソフトバンクが**GDPR第28条**の処理者の義務の遵守を証明できなかつたと合理的に認められる場合に限り、ソフトバンクの営業時間内において、ソフトバンクの内部手続に従って行うことができる。
3. ソフトバンクは、**GDPR第33条2項**に従い、個人データの侵害を発見したときは、遅滞なく、お客様に必要な事項を通知するものとする。
  4. ソフトバンクは、**GDPR第30条2項**に従い、処理行為に関する記録を保存するものとする。
  5. お客様以外の管理者(お客様の親会社、子会社、関連会社等を含む。)が本サービスを利用する場合においては、お客様は、本別紙上の権利義務につき、お客様以外の管理者の代理人となるものとし、お客様以外の管理者がソフトバンクに対して直接請求できる権利を有する場合には、お客様が当該権利を行使するものとし、お客様以外の管理者から取得が必要なすべての承諾をお客様が取得するものとする。ソフトバンクが、お客様に対して情報を通知又は提供した場合には、ソフトバンクは、お客様以外の管理者に対しても当該情報を通知又は提供する義務を履行したものとする。
  6. お客様は、ソフトバンクが適切であると判断する復処理者を利用して特定の処理業務を実施させることにつき、あらかじめ包括的に承諾する。この場合において、ソフトバンクは、復処理者を追加又は変更する場合には、あらかじめ、お客様に対し通知するものとする。お客様は、当該通知から30日以内に、書面にて異議を申し立てることができる。当該期間内にお客様が異議を申し立てなかった場合には、ソフトバンクは当該復処理者を利用して、特定の処理業務を実施させることができる。お客様の正当な異議申立てに対し、ソフトバンクによる合理的な対

応がなされない場合、お客様は異議申立てから30日以内に書面でソフトバンクに通知することにより、違約金等の追加の金員を支払うことなく、本サービス契約を解約することができる。当該復処理者は、ソフトバンクがお客様に負うものと同一のデータ保護義務を負うものとする。当該復処理者が当該データ保護義務を遵守しないときは、ソフトバンクがお客様に対して当該データ保護責任を負うものとする。

### **第3条 不可抗力**

ソフトバンクは、天災地変、ストライキ、暴動、戦争その他の不可抗力により、本別紙で規定する義務の履行ができなかった場合又は義務の履行が遅滞した場合、お客様に対し損害を賠償する責を負わない。



個人データの種類：

氏名

個人の住所

仕事上の住所

個人の電話番号

仕事上の電話番号

電子メールアドレス

ソフトウェア／システムユーザーアカウント

ネットワークに関する情報（IPアドレス、ネットワーク名）

電子メール、通信及びファイル

仕事上の情報及び文書（例えば、作業ファイル）

財務に関する情報及び文書（例えば、勘定、給与、財務諸表）

個人に関する情報及び文書（例えば、写真、個人用文書）

その他

データ主体のカテゴリー：

データ輸出者の従業員

データ輸出者の取引先の従業員

データ輸出者の顧客の従業員

データ輸出者の最終消費者／ユーザー

データ輸出者の顧客／取引先の最終消費者／ユーザー

その他

処理の性質及び目的：本サービスの提供及び改善

処理の期間：本サービスの利用契約の有効期間中

附則

(実施期日) 本規約は、2018年5月25日より実施します。